

令和7年度答申第6号
令和8年1月14日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市情報公開審査会
会長 井川 信子 印

公文書の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和4年11月11日付け松街街第1064号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

(1) 審査請求人は、令和4年6月3日付け公文書開示請求書により、「松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業のJR常磐線快速電車停車駅化について

1 松戸市の調査結果内容・収支の報告書

2 JR東日本の調査結果内容・収支の報告書

※各領収書は不要、概要・総括が分かれば日報不要（合計何回打合せ・何回分の交通費合計金額等）

計画予定概要（検討・候補）・図面及び概算金額」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 本件開示請求に対して、令和4年8月1日付け公文書一部開示決定通知書により、本件処分を行った。

(3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年8月8日付け審査請求書及び令和4年10月3日付け補正書により、本件審査請求を行った。

(4) 審査請求人は、令和5年3月13日付け反論書を提出した。

(5) 審査請求人は、令和5年3月16日付け意見書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 開示しない理由が条例第7条第6号には、該当しない。

イ 当該事業の実施に関しては、正式に決定がされていない段階であり、非開示することにより、市民の信頼を失う信用失墜行為に該当する。

むしろこれらの行為が、市民に混乱を招く恐れがあり、今後の適正な事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ イの根拠事例として、40年以上前から今日に至る、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業が挙げられる。

エ 黒塗りされた内容が、個人情報とは、推認出来ないので、守秘義務の対象になりえない。

オ 条例第1条の目的である「市民の理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」ことに違反する行為である。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 公文書の特定について

本件公文書について、処分庁は、(1)報告書（概略版）、(2)「常磐線新松戸駅改良に伴う調査設計の実施に関する協定に係る完了及び設計費の精算について」、(3)設計費精算額調書を特定した。

イ 非開示理由について

常磐線快速列車の新松戸駅停車に係る調査研究業務は、新松戸駅の快速停車実現に向け、駅の構造等を調査するとともに快速ホーム設置の技術的な検討、計画案の作成を行ったものであり、本件公文書には、当該調査検討の内容が記載されている。

新松戸駅は、常磐線と武蔵野線の2路線が交差する乗り換え・乗り継ぎ駅であり、利用客数は、県内上位に位置づいており、同駅への常磐線快速列車の停車は、地域住民のみならず、市民及び新松戸駅利用者へ大きく影響を及ぼすものと考えられる。また、本検討内容を公表することは、投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、市民に混乱を生じさせ、意図としない誤解を招く恐れがある。

したがって、これらの情報を公にすることにより市民の間に混乱が生じ、市民等に対し、意図しない誤解を招くことで、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する恐れがあることから、条例第7条第6号本文に該当する。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 報告書（概略版）について

処分庁は報告書（概略版）について、条例第7条第6号柱書に該当することから非開示としている。条例第7条第6号柱書は、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があるもの」が非開示になると規定しているところ、本件においては、開示することにより適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかが問題となる。

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と公にすることにより生ずる支障とを比較衡量したうえ、公にすることの公益性を考慮しても、なお当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることをいう。そして、その比較衡量に際しては、事務事業情報にも対象となる市の機関等の事務事業ごとに様々なものがあり、また、当該情報の開示による市民への影響等にも差があるため、市の機関等における適正な事務事業遂行の確保の必要性等及び保護すべき市民の権利利益を害する相当の蓋然性について、個別の事務事業事案に応じ、具体的かつ慎重に検討する必要がある。そして、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度についても、単なる可能性又は抽象的なものでは足りず、当該事業の適正な遂行に支障が生ずることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

本件において開示の対象となっているのは、JR常磐線快速列車の新松戸駅停車に係る調査研究業務である。当審査会が処分庁に対して意見聴取を行ったところ、新松戸駅は常磐線と武蔵野線が停車し、乗り換え・乗り継ぎ利用されていることから、新松戸駅に快速列車が停車することに関する情報は、市民及び新松戸駅利用者に対して大きな影響を与えるものであるが、本件調査はいまだ検討段階のものであり、具体的な進展がみられていないことを考えると、未確定な情報を開示することにより、情報が独り歩きし事実として誤認され、市民や利用者に混乱を与える可能性があるのみならず、情報を得た一部の者が快速列車停車による新松戸駅の利用客増加を見越した周辺地域への投機を図り、不当な利益を得るおそれが認められると主張し、処分庁の主張には合理性が認められる。とすると、本件においては、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があったとした処分庁の判断には合理性が認められ、条例第7条第6号柱書により非開示とした処分庁の判断は妥当であると考えられる。

(2) 設計費精算額調書について

処分庁は設計費精算額調書についても、条例第7条第6号柱書に該当することから非開示としている。条例第7条第6号柱書による非開示については、上述のとおり実質的な「支障」や「おそれ」の蓋然性が求められる。当審査会において、インカメラ審理を実施したところ、本件において非開示となっているのは「項目」の部分であり、その内容も一般的な費目

名であった。かかる費目名については、開示することによる実質的な「支障」や「おそれ」の蓋然性は認められない。

しかしながら、当審査会が処分庁に対して意見聴取を行ったところ、当該文書の非開示部分に記載されている情報は、将来、法人（JR東日本）が工事の競争入札等を実施するにあたり、入札に参加する業者が最低入札価格等の具体的金額を予測し得る可能性があるとのことであった。係る事情は、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを要件とする条例第7条第3号アに該当するか改めて検討すべきである。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年11月11日	諮問書の受理
令和 7年 8月20日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 7年10月 6日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年11月13日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 7年12月10日	第4回審査会（審議）
令和 8年 1月14日	第5回審査会（審議）